歯科技工所の手続きについて

歯科技工士法に基づく歯科技工所の主な手続きについては下記のとおりです。

事案	届出	提出期限	添付書類等
歯科技工所を開設	歯科技工所開設	開設後	① 開設者が法人の場合は定款又は寄附行
した場合	届	10 日以内	為(登記事項全部証明書でも可)
			② 管理者及び業務に従事する歯科技工士
			の免許証の写
			③ 構造設備の概要及び平面図(※)
			④ 付近の見取図
			【歯科技工士法第 21 条第 1 項】
			※「歯科技工所の構造設備基準確認表」に
			より構造設備基準を満たしていること
			を確認すること。
次の事項を変更し	歯科技工所開設	変更後	○法人開設者で法人名称又は所在地を変
た場合	届出事項変更届	10 日以内	更した場合
1.開設者の住所、氏			⇒定款又は寄附行為(登記事項証明書でも
名(法人名称、事			可)
務所所在地)			○業務に従事する歯科技工士に変更があ
2.名称			った場合
3.開設の場所			⇒新たに従事する歯科技工士の免許証の
4.管理者の住所及			写し
び氏名			○歯科技工所の構造概要を変更した場合
5.業務に従事する			⇒変更前と変更後の平面図(変更部分を朱
者の氏名			書等で明示すること)
6.リモートワーク			○個人の開設者の氏名、住所、技工所の名
を行う場合のそ			称、開設の場所に変更がある場合
の場所及び連絡			⇒特になし(※)
可能な電話番号			※開設者そのものの変更又は開設場所の
7.構造設備の概要			変更(移転)は、「廃止」及び「開設」の
及び平面図			手続きが必要です。
			【歯科技工士法第21条第1項】
歯科技工所を(廃	歯科技工所(廃	廃止·休止·	※再開の場合に休止前の状態から変更が
止・休止・再開) し	止・休止・再開)	再開後	ある場合は変更の手続きが必要です。
た場合	届	10 日以内	【歯科技工士法第21条第2項】